森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～当面5年間（R6～R10）の考え方～
【令和８年9月改正】

夕張市

本市の森林面積は 64,841 ヘクタールで、総面積の 85.0%を占めており、その内市有林は 3,006 ヘクタール、市有林を除く一般民有林（私有林等）は 2,042 ヘクタールあります。市では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や市単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本市では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

（1）私有林整備

本市の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は面積で7割（全国：3 割）を占めており、計画的な森林の整備が進められていますが、企業の所有する森林に留まります。

多くの所有者の森林では整備が行き届かないことから、所有者に対して、市や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかける等、森林経営管理法に基づく対策が必要です。

そこで、公益的機能が発揮されていない私有林について、森林環境譲与税を最優先に活用していくこととし、森林整備を進めていきます。

・例）意向調査、森林調査、地域林政アドバイザーを活用した制度設計等の私有林整備を進めるための準備

（2）市有林整備

住宅や農地等市民生活に近い箇所に存在するため、公益的機能の発揮が重要である市有林についても、私有林の次に優先して森林環境譲与税を活用した森林整備を進めていきます。市有林に森林環境譲与税を活用する効果として以下の点があげられます。

・私有林よりも広面積である市有林の整備が率先して進められることで、私有林整備の啓発となる。

・様々な手法で市有林整備が進むことで、私有林の整備手法のモデルとなる。所有者が整備成果を視察できるようになる。

2 人材育成・担い手確保

市内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業体登録制度に登録している事業者は1社ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。このため、地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進めます。

3 木材利用の促進

市内のカラマツなどの人工林資源は利用期を迎える中、市内には製材工場がなく、伐採木の多くは市外へ出荷されています。このため、市内産人工林材の付加価値化や製材等としての利用拡大を検討します。また、市内の公共施設や民間施設の木造化・木質化を推進し、地域材の利用促進を図ります。

4 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、住民の理解の促進を図るため、市有林を活用した森林環境教育や植樹活動、木育活動などを進めます。